

○資産凍結等の措置に係る支払等の許可制 関係条文

<p>外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)</p>	<p>外国為替令 (昭和五十五年政令第二百六十号)</p>	<p>外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等(平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号) 最終改正…令和七年一月十日 経済産業省告示第二号</p>
<p>(支払等) 第十六条 主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、支払等が、これらと同一の見地から許可又は承認を受ける義務を課した取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対して、許可を受ける義務を課することができる。</p> <p>3 2 (略)</p> <p>前二項に定める場合のほか、主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、支払</p>	<p>(支払等の許可等) 第六条 財務大臣又は経済産業大臣は、法第十六条第一項から第三項までの規定に基づき居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等(支払又は支払の受領をいう。以下同じ。)について許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ告示により、これらの規定のうちいずれの規定に基づき許可を受ける義務を課するかを明らかにした上で、その許可を受けなければならぬ支払等を指定してするものとする。</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号) 第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) 第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等(支払又は支払の受領をいう。以下同じ。)を次のように指定し、平成二十一年七月七日から適用する。</p> <p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払(イ又はロに掲げるもの(以下この号及び第六号において「第一号対象者」という。))に対して行う支払及び第一号対象者による支払については、当該第一号対象者のために当該第一号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第一号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。</p> <p>イ タリバン関係者等として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件(平成十三年外務省告示第三百三十二号)で定めるものをいう。)</p> <p>ロ テロリスト等として外務大臣が定めるもの(アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件(平成十四年外務省告示第十号)及び先進主要七箇国(アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国)が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件(平成十四年外務省告示第八十二号</p>

等が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され、又は許可若しくは承認を受ける義務を課することができるとされ、取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けられた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払をしようとする居住者又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

4・5 (略)

()で定めるものをいう。

ハ コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件(平成十七年外務省告示第千一百一号)で定めるものをいう。)

ニ スーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等を指定する件(平成十八年外務省告示第三百七十四号)で定めるものをいう。)

ホ ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件(平成二十二年外務省告示第三百十二号)で定めるものをいう。)

ヘ リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件(平成二十三年外務省告示第七十五号)別表のⅡに掲げるものをいう。)

ト シリアのアサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるシリアのアサド大統領及びその関係者等を指定する件(平成二十三年外務省告示第三百十五号)で定めるものをいう。)

チ クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与している者として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に

直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百六十七号）で定めるものをいう。）

リ 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年外務省告示第七十九号）で定めるものをいう。）

ヌ 資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年外務省告示第九十一号）で定めるものをいう。）

ル 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国・地域の団体及び個人として外務大臣が定めるもの（ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国・地域の団体及び個人を指定する件（令和五年外務省告示第四百四十五号）で定めるものをいう。）

ヲ 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百八十二号）で定めるものをいう。）

ワ イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件（平成二十六年外務省告示第三百九十四号）で定めるものをいう。）

カ 南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）

ヨ マリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等として

外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるマリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和二年外務省告示第九十五号）で定めるものをいう。）

タ ハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和四年外務省告示第三百八十八号）で定めるものをいう。）

レ 資産凍結等の措置の対象となる暴力的行為に関与するイスラエルの入植者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる暴力的行為に関与するイスラエルの入植者を指定する件（令和六年外務省告示第二百五号）で定めるものをいう。）

二 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であつて、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第一百十八号）で定めるものをいう。）（以下この号及び第七号において「第二号対象者」という。）（以下この号及び第二号対象者から受領するもの及び第二号対象者による本邦から外国へ向けた支払（当該第二号対象者のために当該第二号対象者以外の名義で

行われるものその他の当該二号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。)

三 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体(当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。)(又はこれらのものにより実質的に支配されている法人その他の団体(本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。))に對し行うもの。ただし、北朝鮮に住所又は居所を有する自然人に對する支払であつて、次に掲げるもの(十万円に相当する額以下のものに限る。)(を除く。)

イ 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人が行う食糧、衣料、医薬品その他生活に不可欠な物資の購入に充てられるもの
ロ イに掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの

四 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であつて北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件(平成二十一年外務省告示第三百六十五号)で定めるものをいう。)(に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

五 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、イランの拡散上機微な核活動として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動を指定する件(平成二十八年外務省告示第十八号)で定めるものをいう。)(に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

六 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、第一号対象者により実質的に支配されている法人その他の団体(本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、

出張所その他の事務所を含む。以下この号及び次号において同じ。）
に對して行うもの及び当該法人その他の団体による本邦から外国へ向
けた支払（第一号に掲げるものを除く。）

七 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住
者による非居住者との間の支払等であつて、第二号対象者により実質
的に支配されている法人その他の団体に対して行うもの又は当該法人
その他の団体から受領するもの及び当該法人その他の団体による本邦
から外国へ向けた支払（第二号に掲げるものを除く。）

附 則（令和六年經濟産業省告示第百七号）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規
定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一号りの規定中、國際平和のための國際的な努力に我が国とし
て寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦
の団体及び個人を指定する件（令和四年外務省告示第七十九号。以
下「ロシア告示」という。）別表1に掲げる団体又は別表2に掲げ
る個人に係るもの 当該団体又は当該個人がロシア告示により指定
された日

二 第一号りの規定中、ロシア告示別表3に掲げる団体（バンク・ロ
シアを除く。）に係るもの 当該団体がロシア告示により指定され
た日から起算して三十日を経過した日

三 第一号りの規定中、バンク・ロシアに係るもの 令和四年三月二
十八日

四 第一号又の規定中、國際平和のための國際的な努力に我が国とし
て寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ
共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年外務省告示第九十一
号。以下「ベラルーシ告示」という。）別表1に掲げる個人又は別
表2に掲げる団体に係るもの 当該個人又は当該団体がベラルーシ
告示により指定された日

五 第一号又の規定中、ベラルーシ告示別表3に掲げる団体に係るも
の 当該団体がベラルーシ告示により指定された日から起算して三
十日を経過した日

2 この告示の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお
従前の例による。

附 則（令和七年經濟産業省告示第一号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一号ルの規定中、ウ

クライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する
るために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルー
シ共和国以外の国・地域の団体及び個人を指定する件（令和五年外務省
告示第四百四十五号）別表3に掲げる団体に係るものは、当該団体が同
告示により指定された日から起算して三十日を経過した日から施行する
。